

会 議 名	第二期第 2 回 八王子市動物愛護推進協議会	
日 時	平成 30 年 1 月 31 日 (水) 午後 2 時 00 分～4 時 00 分	
場 所	八王子市保健所 別館 1 階会議室	
出席者氏名	委 員	飯田公司、河合博明 (座長)、佐々木与志美、渋谷寛 (途中入室)、塚本富男、刈馬美香子 (50 音順)
	説 明 者	渡邊和樹生活衛生課長補佐、西尾紗智生活衛生課主任
	事 務 局	原田美江子保健所長、遠藤譲一生活衛生課長、渡邊和樹生活衛生課長補佐、西尾紗智生活衛生課主任、山川大介生活衛生課主事
欠 席 者 氏 名	小堺 敏弘、富永 律子、丸山 総一 (50 音順)	
議 題	1 八王子市動物愛護推進員について 2 狂犬病予防接種率の向上について	
公開・非公開の別	「一部非公開」	
傍 聴 人 の 数	0 名	
配 付 資 料 名	1-1. 本市における狂犬病予防注射の接種率の現状と課題について 1-2. 犬の登録頭数・狂犬病予防注射頭数 (東京都内区市町村別) 2. 他自治体における取り組みの例 3. 八王子市動物愛護推進員について 4. 第一期 八王子市動物愛護推進協議会報告書 (抜粋) 5. 第一期 第 2 回協議会資料 (推進員の役割と位置づけについて) 6. 平成 28 年度 八王子市動物愛護推進員の活動内容 7. 本市が求める動物愛護推進員の役割・想定される活動例 条例・規則・協議会設置要綱・推進員設置要綱一式 (当日配布)	

<p>会議の内容 (要旨)</p>	<p>【事務局：渡邊】 ○司会進行 【事務局：原田】 ○保健所長より挨拶 【事務局：渡邊】 ○配布資料の確認 ○傍聴者について報告（傍聴者〇名） ○議題の協議順を入れ替える旨を説明。 →委員了承。 【河合座長】 ○ここから河合座長により進行</p> <p>≪議題1 八王子市動物愛護推進員について≫ 【事務局：渡邊】 ○資料3から7について説明 【対馬委員】 本市には推進員は5名いまして、各自の得意分野を中心に活躍しています。本日の議題に関して、その5名の推進員から出た意見について説明します。 資料7の八王子市が求める推進員の役割の中で、「保健所に寄せられる飼育への悩み事に応じる相談アドバイザーとしての役割」と「地域猫活動や不妊去勢手術に対してのアドバイザーとしての役割」というものがあります。 これらの役割に対する意見を各推進員から伺ったところ、各推進員の活動内容や活動に割ける時間によって、様々な意見がありました。 市民からの相談対応が活動内容に入っている推進員からは、「積極的に関わりたいが、保健所からの情報提供がない、もっと活用してほしい」という意見がありました。また、活動内容の中に相談対応が入っていない推進員からは、「相談内容や状況による」という意見がありました。犬のことであれば対応できるが、猫は対応しかねるなど、推進員によって得意分野が異なるためです。また、「推進員自身の仕事や生活もあるため、それらの状況にもよる」という意見でした。あるいは、「市民からのニーズがあり、現在の推進員の人数で足りていないのであれば、ニーズに合った専門家を加えることも必要ではないか」という意見もありました。 「高齢者からの飼いきれなくなった動物の譲渡支援や一時預かりの役割」についての推進員の意見としては、新たな飼い主探しが活動内容に入っている推進員からは、「積極的に関わりたいが、保健所からの情報提供がない。高齢者宅で猫の多頭飼育崩壊の予備軍が多いと思われるため、</p>
-----------------------	---

情報をもらえれば解決に向けてアドバイスしたい」という意見がありました。

また、「動物の預かりは負担が大きいので、条件が合えば預かりたいが、いつでも預かりができるというわけではない」という意見や、「無期限でとりあえず預かってほしいという相談ばかりだと、すぐに預かり先は埋まってしまうため、いつまで、どのような場合に実施するといった行政側のビジョンが必要」という意見、あるいは「適正譲渡にはマッチングが必要。渡すのは誰でもいいというわけではなく、安易な譲渡は逸走や事故の元。個人で譲渡あっせんをするのは難しい」といった意見もありました。

「各種講習会やしつけ教室の講師としての役割」については、「現在市が実施しているいのちの教育の講師として活動しており、さらに協力して展開していきたい」という意見や、「いのちの教育だけでなく、様々な講習会の講師や運営の手伝いができる」という意見がありました。さらには、「各推進員が自分の専門分野の講師をするので、会場や広報の支援をお願いしたい」という声もありました。新たに開催したい講習会の具体例として、犬の飼い方教室、猫の飼い方教室、飼う前教室、子供向け犬との接し方教室などが挙げられました。

「災害時における、各避難所の動物飼育コーディネーターの役割」については、「自身の被災状況にもよるが、積極的に関わりたい」という意見、「必要な研修を受けさせてほしい」という意見、「地域（町内会）の防災会議に参加させてほしい」という意見、「八王子市の広さに対して推進員の数が少ないのではないか」という意見がありました。また、市に対して、「災害時のことだけでなく、普段からペットの防災対策に関する施策を実施してほしい」といった意見もありました。

「狂犬病及び感染症予防の普及啓発を推進する役割」については、「動物飼養者への知識の周知が必要」という意見や、「会場や広報の支援があれば、講習会の講師や運営の手伝いが可能」といった意見がありました。

【佐々木委員】

去年の協議会でも、動物愛護推進員とボランティアとの協働が目標と言っていました。しかし、目立って協働した案件はありません。こちらも、どこにどういった推進員がいて、どういった活動をしているのかよくわかっていませんでした。保健所には大きな案件は伝えていますが、保健所から推進員へ繋いでくれたことはほとんどありません。

ボランティアも推進員もお互いに連携を取りたいと思っています。推進員という肩書があると市民の反応も違います。行政がボランティアと推進員を繋ぐようなシステムがあるとよいと思います。

多頭飼育崩壊が問題となっていますが、崩壊した現場だけでなく、その予備軍はもっとたくさんあります。また、高齢者だけが多頭飼育崩壊に陥るわけではなく、50代でも精神疾患などで飼育放棄してしまうこと

もあります。このような情報は町会から入ることもあれば、ケースワーカーや社会福祉協議会などの生活困窮者を支援する人から入ることもあります。そのようなところからの情報が伝わるべき所に伝わるような、横を繋げるシステムが必要だと思います。

【対馬委員】

猫の相談に対応している推進員の中に、以前住んでいた市町村でも動物愛護推進員をしていた方がいます。その方は、以前の市では保健所と密に連携を取っていたそうです。推進員個人では情報を得にくいいため、行政から紹介していただいたり、情報をいただいて活動するというのがメインになります。そこを繋ぐ役割を保健所にはやっていただきたいと思っています。

【飯田委員】

ボランティアの分布は八王子全体でみるとまだらで、ある地域にはたくさんいますが、あまりいない地域もあります。その中で、町内会との接点があると活動しやすいと思います。推進員の方には、機能として、面を捉えて動いてもらえると、情報収集もしやすくなります。例えば、町単位で一人、推進員を置いて、町内会に出てもらうことで、こういった活動の報告をしたり、問題をフィードバックしてもらえます。また、災害時にも動いてもらいやすくなります。

【塚本委員】

対馬委員の説明を聞いて、推進員の方々の熱い思いが伝わってきます。感じたのは、行政とのギャップがあるということです。

行政側は、個人情報に配慮しなければなりません。時には訴訟問題にまで発展してしまうこともあります。

町会・自治会の面からの方が、問題に取り組みやすいのではないかと思います。

次回の町会自治会連合会の会合で避難場所について話合う予定です。しかし、ペットのことまでは考慮されていないように感じています。ペットの専門家と私たち市民との意識に差があります。マニュアルや回覧などで意識づけをすることが大切だと思います。

【河合座長】

災害が起こる前に、推進員との顔合わせがあれば、何かあった時に相談しやすいと思います。顔を知っていると相談がしやすいです。獣医師会でも災害対策について様々なことをやっていますが、動物病院の人たちはおそらく推進員のこのような活動を知らないと思います。行政が顔合わせの場を作ってもらえればありがたいです。

【対馬委員】

獣医師会との協働は重要だと思っています。獣医師会で災害対策を話し合う場があれば、そこへ参加することができます。また、例えば猫の

繁殖制限のことで困っている人がいたら、保健所を介して協力できることもあり、様々な方と連携していきたいと考えています。

【河合座長】

多頭飼育の予備軍の段階で保健所へ相談できればよいのですが、個人情報観点から、言ってよいものか悩ましいです。

「野良猫だから無料で手術して」と言ってくる方もいます。

知り合えるきっかけの場、定期的な意見集約の場があるとよいと思います。

【対馬委員】

野良猫の手術が高いと言うのであれば、助成金を紹介するのがよいと思います。あとは、多頭飼育で困っているという相談があった時に、推進員に相談をしていただければと思います。

【河合座長】

私たちが飼い主に「この飼い方まずいよね」と指摘しても、「大丈夫」と言われるとそれ以上追及できません。そのような方が多頭飼育崩壊していく印象が強いです。

【対馬委員】

SOSを出してくれればよいのですが。

【河合座長】

飼い主から言ってくれば、保健所に相談してみたらとアドバイスすることはできます。

【河合座長】

委員の皆様から、様々な御意見をいただきました。

そろそろ時間ですので、次の議題に移らせていただきます。

《議題 2 狂犬病予防接種率の向上について》

【事務局：渡邊】

○資料 1-1 から 2 まで説明

【河合座長】

八王子市の接種率 76%となっていますが、これは登録頭数をもとにした接種率に過ぎません。推定飼育頭数を考慮すると、実際は 70%も達していないのではないかと思います。

接種率を向上させるには、その前段階として、未登録犬の数を把握するべきだと思います。

国内では、海外からの輸入事例を除けば狂犬病の発生事例はないため、狂犬病の怖さが知られていません。病名から「犬の病気」くらいにしか思われていないのではないのでしょうか。また、犬の登録や狂犬病予防注射の接種が義務付けられているということに対して、飼い主の認識が甘いところがあります。獣医師の中には、「狂犬病予防注射は必要ない」と

いう人もいます。「お金儲けのためにやっているのではないか」と言われることもあります。販売の段階で登録しないと飼育できないくらいにしないといけないのではないかともあります。

罰則規定はありますが、実際には、狂犬病予防注射を打たないからと言って本当にペナルティが科せられることはほとんどありません。

獣医師会でも、狂犬病が発生した時のための対応マニュアルやガイドラインを作ってシミュレーションをしています。しかし、狂犬病は70年近く発生していないため、すぐに狂犬病だと鑑別することは困難かと思えます。さらに、確定診断するためには係留して亡くなった後解剖する必要があります。現場の獣医師としては、神経症状が出ているから解剖しましょうとはなかなか言えません。

狂犬病が国内で長く発生していない状況で、危機管理の意識を持つのは難しいかもしれませんが、先日のコリネバクテリウムの記事のように、大きくメディアで取り上げてくれれば意識を持ってもらえるのではないのでしょうか。

【渋谷委員】

狂犬病予防法は昭和25年にできた古い法律で、未だに効力があるため1回の狂犬病予防注射が義務化されています。外国では狂犬病予防注射を義務化していない国もあります。もしくは、禁止している国もあります。

日本では、アレルギーや副作用があるという話を聞き、あえて打たない方や、あるいはアレルギーなどの理由で狂犬病予防注射を打たなくていい証明書を獣医師に出してもらおうこともあるという話を聞いています。

日本では、狂犬病予防法違反者が多いにも関わらず、警察は動かず、裁判例も非常に少ないです。

数年前に、ある自治体の海岸沿いで放し飼いにされていた闘犬が人を襲い、溺死させてしまった事件が起きています。その飼い主は、狂犬病予防注射もしておらず、重過失致死罪と狂犬病予防法違反などその他併せて併合罪で実刑になっています。このように、別の犯罪と一緒に狂犬病予防法違反が出てくる例が多いです。

また他にも、犬20頭に狂犬病予防注射を打っておらず、狂犬病予防法違反だけで有罪となった事例があります。

【飯田委員】

犬のシェルターを持っている団体からもヒアリングをし、意見を集約しましたので報告します。

1つ目は接種時期の問題です。毎年決まった時期に打っている犬はよいですが、年度の途中から飼い始めた犬は、次の注射までの期間が短くなり、犬の負担が大きくなります。またボランティアなどで多頭飼育をしていると、このような接種時期のずれがボランティアの負担に繋がることもあります。

2 つ目は猶予の問題です。老齢などで狂犬病予防注射を打てない場合、猶予という制度があります。しかし、狂犬病予防注射は本来、人のためのものです。猶予を受けた犬が万が一人を咬んでしまった時のことを想定すると、人の安全確保を第一に考えるべきです。一方で動物の体の負担も考えなければならず、どうしたらよいか判断に悩むところです。

3 つ目は登録についてです。登録のある市以外の市で狂犬病予防注射を打つ場合があると思います。そのような場合に、マイクロチップのようにどこで接種しても管理できるとよいと思います。

あと、料金に関して、動物病院によって料金が異なると思いますが、なるべく平等な料金にした方がよいのではないのでしょうか。

「狂犬病」という名前ですが、猫もかかります。海外に行く場合は猫にも注射をしなければなりません。死亡率は100%近いので、そのような意識を持つことも必要だと思います。また、コウモリがキャリアとなって感染する場合がありますし、物流によって国内に侵入する可能性もあります。そのようなことを広報する必要があるのではないのでしょうか。

【対馬委員】

推進員の方々からは資料2のひこにゃんの注射済票に対して好意的な意見が多かったです。コレクター心をくすぐるようなものは、いつうちの犬種が出てくるのだろうということで、注射をしてくれる人が増えるのではないのでしょうか。

また、済票をかわいいデザインのものに変えるのもよいと思うのでぜひやってほしいという意見が推進員から出ています。デザインは推進員が協力できます。

また、推進員からのこの議題に関する意見もまとめたので、説明します。まず、なぜ狂犬病予防接種率が低いのかということについて様々な意見がありました。

1 つ目は、「そもそも犬の飼い主が登録と狂犬病予防注射の義務を知らない」という意見です。市内のドッグラン利用の申込みに登録と狂犬病予防注射を必要条件としていますが、登録のことを知らない飼い主がいるそうです。特に、ドッグラン開始の初年度には、利用者の約4割が登録のことを知らなかったということがあります。

2 つ目は、「犬の購入時にペットショップからの説明が少ない」という意見です。

3 つ目は、「飼い主が狂犬病の知識を知る機会が少ない」という意見です。飼い主が自分から調べようとしないと知識が得られなかったり、調べてもインターネットには様々な情報が氾濫しているため、正しい情報を取得することが困難です。

これらの問題を解決するためには、犬の飼い主に対して、登録制度と狂犬病の知識の徹底的な周知が必要です。そのためには、動物病院やペットショップ、トレーナー、トリミングサロン、ドッグラン等あらゆるソ

ースを用いた継続的な啓発が必要だという意見が挙げられています。例としては、犬の飼い主対象の基本的な飼い方教室を開催し、そこで犬の登録や狂犬病についても一緒に話すことができます。また、飼い主の方は獣医師や看護師と接する機会も多いため、獣医師等から飼い主に対して登録と注射をアドバイスしてもらうのも効果的ではないでしょうか。さらには、動物病院にパンフレットを配布するだけでも、効果があると思います。

併せて、ペットショップでの販売時にパンフレットを配布したりポスターを掲示したらよいのではないかという意見が出ました。今回の資料で東京都などのパンフレットが載っていましたが、八王子市独自の狂犬病や登録についてのパンフレットはないのでしょうか。

【事務局：渡邊】

ありません。

【対馬委員】

ないのであれば八王子でも作るべきではないかと思います。参考資料として載せましたが、1995年までは注射率がほぼ100%でしたが、翌年から犬の登録が一生に1回になりました。それまでは毎年登録が必要で、注射と登録がセットでした。そのため、注射率が100%に近かったのです。ところが、登録が一生に1回になったことにより、登録頭数と注射頭数の乖離が始まってしまいました。1996年の登録数が前年よりも60万頭も増えました。この時何があったのかというと、全国の自治体で「犬の登録が一生に1回になった」という広報を一齐に行いました。これは、新しく飼った犬が増えただけという考えもありますが、他の年よりも急激に右肩上がりになっているため、そのような全国規模の広報を実施したことで、登録制度を初めて知った飼い主が登録したために急増したのではないかと考えられます。そのため、あらゆるソースを利用して、継続して周知啓発すれば効果が見込めるのではないかと思います。その後登録頭数の増加が横ばいになりましたが、それは全国的な広報が終わったことにより登録制度の知名度が下がってしまったことが原因であると思われます。

狂犬病予防注射をすれば何かメリットがあるか、もしくはしないとデメリットがあるようにしないと、人は動かないと思います。「法律で決められているからしてください」と言ってもしてもらえません。車で例えると車両登録をしないと捕まるというペナルティがあれば全員登録すると思います。しかし、登録・狂犬病予防注射については、ペナルティが現実的にはないに近い状態です。なぜ、注射を受けさせる制度があるのか、狂犬病予防法が何のためにあるのかということをしかりと飼い主に知らせていくことが必要だと思います。このため、「なぜ必要なのか」、そして必要だから行っているという考え方を示した普及啓発資材をぜひ作ってほしいと思います。

【塚本委員】

勘違いしていたかもしれないのですが、鑑札は、登録した時に渡すものなのでしょうか。注射を打った時には何か渡すものなのですか。

【事務局：渡邊】

注射済票は接種後にお渡しするものです。

【河合座長】

注射済票は毎年色が変わります。鑑札という一生に1回の登録の札はずっと同じものです。八王子市は単純な楕円形で、自治体によってはハート形のところもあります。

【塚本委員】

目立つものにした方がよいと思います。人が関心を持つようなものにするべきだと思います。

【河合座長】

八王子市の注射済票は骨型ですね。

【塚本委員】

車検のシールのように色を変えて、関心を引くものにしてPRすることで周囲の人にチェックしてもらえる体制にしてもよいかと思います。

【対馬委員】

シールについては、玄関に貼ってあると、災害時にこの家は犬を飼っているということが外からでもわかり、救助してもらえることもあると思います。

【佐々木委員】

私が子供の頃は登録が毎年だったため、玄関先に犬シールがたくさん貼ってありました。最近はあまり見かけません。

【河合座長】

オシャレじゃないという理由で貼らない人もいます。あとは犬を飼っているのが他人にわかるのが嫌だから貼らないという人もいます。

【佐々木委員】

福島で災害の際に、犬が家の中に取り残されて餓死したというのを受けて、犬や猫を飼っていますといったステッカーの配布活動をしているボランティア団体もあります。そのようなステッカーの代わりになるような、かわいいデザインのものもよいのではないのでしょうか。

【塚本委員】

それを周知することも必要だと思います。車の車検のシールも、貼る必要性が周知されており、貼っていなければペナルティもあるから一般の方も規則を守ります。しかし、狂犬病予防注射が義務であることを知らない方もいます。

【河合座長】

知らないだけでなく登録したくない方もいます。狂犬病を海外の病気と

認識している人もいます。狂犬病は日本でも常に発生する可能性があることは周知徹底しないとはいけません。日本と同じ島国である台湾でも狂犬病が発生しましたが、元々、野生動物の間で保持されていたのではとされています。

日本では、狂犬病が入ってくるとすれば、病気にかかった犬が港から入るといったイメージが強いかもしれませんが、しかし、コンテナ迷入動物とって、コンテナ内に動物が紛れ込んで国内に侵入する事例が多々あります。また、コンテナを開けたら、飛び出してきて咬まれたという事例もあります。そのような事故に対する報告義務はありません。逃げてしまってもそれを黙っていたら誰にもわかりません。コンテナも港で開けずに、八王子など内陸部で開けるとすることも考えられます。ですから必ずしも港周辺だけで発生するというわけではありません。台湾の事例を見ると、日本でも野生動物を検査した方がよいという意見もあります。狂犬病予防注射の値段については、接種しやすさも考えなければいけません。独占禁止法に抵触するため、一律に決めることはできません。猶予証明は、「亡くなる間際だから接種しない」というのが本来の趣旨なので、年度をまたぐことは想定していません。しかし、アレルギーなど、予防注射の接種により犬への負担が大きい場合は猶予証明を出しています。その際は、獣医師から飼い主への十分な説明が必要であると考えています。

また、咬む事故が起こった場合には、咬んだ犬について獣医師が狂犬病の有無を診断します。これは、狂犬病予防注射の接種や猶予に関わらず、実施することが決められています。

【刈馬委員】

インターネット上の情報で、「狂犬病予防注射の副反応で何千頭も死んでいる」といった、本当か嘘かわからないような情報がたくさんあります。しかし、獣医師会などの調べでは人間のインフルエンザワクチンよりも副反応率は低いということです。

【河合座長】

日本の狂犬病ワクチンのアレルギーは混合ワクチンに比べて非常に少ないです。しかし、リスクや死亡例の方が取り上げられてしまいがちです。

【刈馬委員】

そのような理由で、意図的に狂犬病予防注射を打たない方もいますし、単に義務なのを知らずに打たない方もいます。

【佐々木委員】

市には新たに登録された情報が来るとは思いますが、その方に接種のお知らせは出しているのでしょうか。

【事務局：渡邊】

出しています。

	<p>【佐々木委員】 登録をするということを知らないことが問題なのではないかと思えます。ペットショップでは、販売時に登録の申請用紙を渡していますか。</p> <p>【事務局：渡邊】 八王子市では渡していません。</p> <p>【佐々木委員】 そのようなことをできればよりよいのではないのでしょうか。購入時に用紙を一緒に渡してもらおうような働きかけも必要かと思えます。</p> <p>【河合座長】 ペットショップで買うと、飼い方のマニュアルなどに何か月齢で狂犬病の注射接種してくださいと書いてあるところもあれば、書いていないところもあります。</p> <p>【対馬委員】 そのような手続きが必要だと周知するべきではないのでしょうか。</p> <p>【佐々木委員】 私が所属する団体でも、猫を譲渡する際に猫を繁殖させないようお願いをされていて、「不妊去勢手術した証明を送ってください」という旨の書類を渡しています。犬の登録についても、書類を渡しても登録しない人がいるかもしれません。しかし、渡せば手続きが必要であることを周知できると思えます。</p> <p>【事務局：渡邊】 対馬委員から意見のあった普及啓発のチラシの裏に、佐々木委員から意見のあった申請書を一緒につける形でペットショップに渡すことができれば、登録と狂犬病予防注射の必要性について周知啓発することができますね。</p> <p>【佐々木委員】 ネットで申請はできないのですか。</p> <p>【事務局：渡邊】 登録用紙のダウンロードだけはできます。</p> <p>【対馬委員】 登録した人を対象に無料で受講できるしつけ方教室のチラシを配布し、そこで狂犬病予防注射の話をするなど一連の流れが必要だと思います。推進員もそのような教室の講師として協力できると思えます。</p>
	<p>【佐々木委員】 併せて、かわいいシールがもらえるとよいですね。</p> <p>【対馬委員】 シールを貼ることで災害時に犬がいるというアピールにもなります。メリットがないと人は動かないため、いかにメリットをつけていくかが重要だと思います。</p>

【飯田委員】

対馬委員からのお話にあったように、登録の義務を4割しか知らないというのがキーワードだと感じています。行政からすると、接種率として数値を比較することはわかりやすい方法ですが、当然、犬の登録の母数が上がると接種率は下がります。数字だけで判断するのは危険ではないかと思えます。例えば、殺処分0という数字にしても、理解はしやすいかもしれませんが、殺処分0を目指すことだけが正しいのか疑問に感じます。

同様に、接種率76%という数字だけで良し悪しを判断できるわけではないと思えます。

まずは行政としては、基本的な数値、つまり実際の犬の飼育頭数などをきちんと把握することから始めるべきだと思います。これは、狂犬病の接種率の正確な母数を知るのももちろんのこと、多頭飼育対策や災害対策にも必要なことです。飼い主に対しては、登録をしている動物のみ避難所に入れるなどのメリットがあってもよいかもしれませんが、「登録しておいた方がよい」と飼い主に思わせるようなメリットが必要だと思います。できれば条例レベルで決めてほしいです。そのようなことはできないでしょうか。

【事務局：渡邊】

登録自体は法律で決まっています。何かメリットを見つけられるとよいと思えます。

【飯田委員】

狂犬病を理由にすると、「国内で発生していないからよい」となりがちですが、視点を切り替えて、災害対策として飼育頭数を把握するために登録してもらうという考え方はどうでしょうか。

また、犬だけでなく猫も登録制にするとよいと思えます。

【河合座長】

まずは実情を把握することが大切です。

【対馬委員】

色々な切り口があると思えます。災害対策として、狂犬病予防注射していれば避難所生活時にも安心という切り口、あるいは済票がかわいいという切り口でもよいですし、狂犬病はこのような病気なぜ法律で義務付けられているのか説明するのもよいと思えます。色々な形での普及啓発がよいと思えます。

【飯田委員】

登録の義務を知らない4割の方たちの糸口をつかめるとよいのですが、そこがつかめていないことが問題なのではないでしょうか。

【対馬委員】

この方々は、ドッグランを利用したいという糸口で判明したので、登録と狂犬病予防注射をしてもらうことができました。このようにあらゆる

方向からアプローチしていくとよいと思います。確信犯的に登録をしない方は少数だと思います。

【渋谷委員】

ワクチンに対して助成金などの制度はないのですか。

【事務局：渡邊】

今のところはありません。

【渋谷委員】

狂犬病予防注射の金額を一律には決められないものの、例えば狂犬病予防注射を接種することに対し、獣医師に助成できれば、多少価格を下げられるのではないのでしょうか。

【飯田委員】

助成金があれば、必要性があることだとアピールできるのではないのでしょうか。

【河合座長】

集合注射での接種数は、世田谷と八王子が多いです。他の自治体は1日20件ほどなのに対し、1日に数百件のときもあります。

飼い主の方から「予防注射を打って万が一のことがあったらどうするのか」と聞かれることもあります。万が一がないとは言いきれません。

また、犬が亡くなった時に死亡届をきちんと出さないと、登録数にずれが生じます。たまに、名前が同じだからという理由で、以前飼っていた別の犬の登録情報を使い続ける飼い主もいます。今回出された意見をもとに、飼い主の意識向上に繋がれるとよいと思います。

他の市区町村で、鑑札がかわいい形に変わった時、鑑札を失くしたことにして新しいかわいい鑑札をもらった飼い主もいました。「同じお金を払うならかわいい方がよい」という考えのようです。それを散歩のときに着けると、他の飼い主が「これ何?」「登録するとこれがもらえるんだよ」といった会話が生まれると思います。

【佐々木委員】

鑑札はぶら下げられるものなのですか。

小型犬を飼っている人が多いため、かわいいチャームのようなものにするとういのではないのでしょうか。その方が逸走した時にも迷子札代わりにもなると思います。

【河合座長】

一方で、引っかけて外れてしまうこともありますね。

【対馬委員】

現在、八王子の鑑札は穴が2つ開いていて、一番小さいサイズです。鑑札を首輪に平行にし、2つの穴にそれぞれリングを着けて首輪に巻きつけると取れにくくなります。鑑札を渡す時に、そのような工夫も飼い主に伝えるとよいと思います。

済票は毎年交換するため、それをメリットと考え、済票を毎年かわいい

ものにすれば、飼い主の関心を引くことができるのではないのでしょうか。

【佐々木委員】

済票からも飼い主がわかるのでしょうか。

【河合座長】

済票は毎年番号が変わりますが、飼い主がわかるようになっています。

【佐々木委員】

それなら迷子札代わりにもなるため、よいのではないのでしょうか。猫にもほしいです。

【対馬委員】

迷子札に電話番号を載せると悪用の恐れがあります。それに対し、済票は番号だけ書いてあり、行政が介入するため安心です。マイクロチップは外から見えず、読み取り機がないと読み取れません。そのため、済票のように目で番号が見えるものであれば、迷子札代わりによいと思います。

【事務局：渡邊】

他の人が見て、欲しくなるようなものがよいということですね。

【河合座長】

済票は市区町村でそれぞれ独自に決めてよいのですか。

【事務局：西尾】

ある程度の条件が決められていますが、規則を改正すれば済票の形を変えることはできます。

【河合座長】

登録のある市以外での予防注射についての御意見がありましたが、八王子市では、予め済票を病院に渡して、病院でも済票を交付できるようになっています。市内の病院だけでなく、市外の病院にも同様に業務委託しています。自治体によって対応が異なり、他市では行っていないところもあります。飼い主の利便性を考えれば、他市でも一樣に行ってもらえるとよいと思います。

《その他について》

【飯田委員】

いのちの教育についてですが、労力も時間もかかるものだと思います。例えば、ケーブルテレビなどで番組を作ってもらい、それを各学校で授業に取り入れてもらうのはどうでしょうか。そうすれば、一つのコンテンツを作ることに集中できてよいものができるのではないのでしょうか。何回かだけ、知識のある人が学校に行って、質疑応答を行うという形でもよいのではないのでしょうか。

【佐々木委員】

すごくよい内容なのに、少しの学校しか回れないのは残念ですね。

【対馬委員】

	<p>いのちの教育では、1クラス45分の授業を3回行います。子供たちの意見を引き出しながら行うものなので、講師のスキルが必要です。そのため、私と他の推進員2名の3名体制で何とか行っています。拡充するためには、さらに多くの講師が必要です。飯田委員がおっしゃったように、プログラムを作ってビデオで流すというのはそれほど労力がかかりません。ただ、いのちの教育自体は、講師を必要とします。例えば小学校の教員などスキルを持った方で、動物にも関心がある方に講師として来ていただくと、もっと多くの小学校に広めていけるのではないかと思います。</p> <p>【飯田委員】 常に子供に関わっている、現場の先生が知識を持って教えてくれるとよいですね。</p> <p>【対馬委員】 いのちの教育は奈良県のうだアニマルパークで始まったのですが、ここでは、小学校教員の免許を持った方が授業を行っています。さらに、学校の先生を対象に、命の教育を各自の学校でできるような講習会も行っています。スキルを有する講師を必要とする点が、事業を広めにくい理由かと思います。</p> <p>【飯田委員】 町田での例ですが、「人と動物のふれあい絵画」というのがあります。毎年、保健所から各学校に対して、夏の宿題として絵画を書いてもらって、それを町田動物愛護の会という団体が選考し、ポスターにしています。表彰式などでは親御さんも来ますし、そういった啓蒙活動をしてよいのではないのでしょうか。</p> <p>【河合座長】 委員の皆様から、様々な御意見などをいただきましたが、時間の関係上、ここで終了とさせていただきます。 本日の協議内容については、最終的な方向を事務局でまとめていただき、皆様に送付する予定です。</p> <p>【事務局：渡邊】 ○本日のまとめ</p> <p>【河合座長】 皆様よろしいでしょうか？それでは本日の協議会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。</p>
会議録署名人	平成30年5月17日 署名 飯田公明 

